

議案第16号

岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について

岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市水道事業の設置に関する条例（昭和46年岩倉市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に基づき」を「により」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第6条中「に基づき」を「により」に、「価格」を「価額」に改める。

第7条中「に基づき」を「により」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。